

利晶学園大阪立命館中学校・高等学校 2027 年度 外国語専任講師 募集要項

学校名称	学校法人利晶学園 利晶学園大阪立命館中学校・高等学校						
所在地	〒599-8125 大阪府堺市東区西野 194 番地 1						
募集職種	中学校・高等学校 外国語（英語）専任講師						
募集内容	①英語の正課授業及び英語で行われる授業 ②担任業務 ③校務分掌業務 ④英語講師のコーディネーター業務 ⑤入試業務 ⑥教材・授業に関わる試験問題の作成業務 ⑦英語に関わる学習プログラム企画の立案・運営業務 ⑧指定された会議への出席 ⑨その他、校長から指示された業務						
募集人員	若干名						
勤務地	利晶学園大阪立命館中学校・高等学校（堺市東区西野 194-1） ※当法人の発令に基づく人事異動がある						
受動喫煙対策	敷地内禁煙						
採用予定日	2027 年 4 月 1 日						
待遇	本学園規程による ○給与 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>年俸</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年目</td><td>5,500,000 円</td></tr> <tr> <td>2 年目以降</td><td>2 年目以降は 1 年毎に年俸 10 万円を昇給、 ただし最大 10 回（年俸上限 6,500,000 円）</td></tr> </tbody> </table> ○賞 与：支給しない ○退職金：支給しない ○その他手当：学園規程に基づき支給 ○通勤交通費：学園規程に基づき支給 ○定 年：60 歳 ○勤務時間（1 年単位の変形労働時間制を採用） ・勤務時間例：月～金 8 時 30 分～17 時 15 分 土 8 時 30 分～12 時 30 分 ○休日等 ・日曜日及び祝祭日（行事等により勤務の場合あり） ・年次有給休暇（初年度 10 日）夏季休暇 年末年始休暇 産前産後休暇 育児休暇 その他学園規程による。 ※勤務時間、休日等は勤務校で定める勤務カレンダーによる。		年俸	1 年目	5,500,000 円	2 年目以降	2 年目以降は 1 年毎に年俸 10 万円を昇給、 ただし最大 10 回（年俸上限 6,500,000 円）
	年俸						
1 年目	5,500,000 円						
2 年目以降	2 年目以降は 1 年毎に年俸 10 万円を昇給、 ただし最大 10 回（年俸上限 6,500,000 円）						
社会保険	私学共済（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険						
応募資格	2027 年 4 月 1 日から勤務できるもの - 大学卒業（学士取得）以上のもの - 外国語指導に関する資格（英語であれば TESOL, TEFL, CELTA 等）を有するもの。 - 教員免許状（必須ではない）						
応募資格 (特記事項)	- 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 - 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 - このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。						

	※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
提出書類	①エントリーシート ②卒業証明書 ③外国語指導に関する資格証明書 ④教員免許状の写し（保有者のみ） ⑤在留資格を確認できる書類（外国籍の方のみ） ⑥職務経歴書
書類提出先	〒599-8125 堺市東区西野 194 番地 1 利晶学園大阪立命館中学校・高等学校 ※送付に当たっては、角形 2 号封筒を使用し、「採用書類在中」と朱書きすること
書類締め切り	2026 年 9 月 30 日 必着。郵送に限る
選考方法	第 1 次試験 書類選考（可否は書面により通知） 第 2 次試験 面接、模擬授業
選考会場	利晶学園大阪立命館中学校・高等学校（堺市東区西野 194-1） 南海高野線「北野田」駅、西出口より徒歩 15 分
備考	【問い合わせ先】利晶学園大阪立命館中学校・高等学校 教頭 三井 072-235-3900 ※応募書類は返却しません。提出された個人情報を選考以外の目的に使用することはありません。 ※専任講師以外に特別外国語常勤講師、外国語非常勤講師も募集します。 エントリーシートの該当箇所に希望の有無をご記入ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規程する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規程の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規程による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規程の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規程による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規程の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規程による改正前の刑法第十二条に規程する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。